

## 対処方法

### ■ 必要なければきっぱりと断る

消費者は商品を勧められても買う義務はありません。きっぱり「要りません」と断りましょう。要らない理由を相手に伝える必要はありません。法律では、一度電話で断った相手に業者が再度勧誘することを禁止しています。

### ■ 購入するときは慎重に

商品を購入するときは、金額と相手の連絡先である住所や電話番号などをきちんと確認することが大切です。説明と異なる種類の商品が届く可能性もあるので、注文した商品内容もしっかり把握しておきましょう。

### ■ 電話での勧誘であればクーリング・オフができます

業者が電話をしてきて商品を勧めた場合は、電話勧誘販売に当たりクーリング・オフができます。電話で一度契約を承諾しても、後から契約を解除ができるので、窓口にご相談ください。

#### クーリング・オフについて

電話勧誘販売や訪問販売などの場合、法律で定めた内容を記載している契約書面などを受け取ってから8日以内に、相手へ通知を出すことによって無条件で契約を解除できる制度です。解約料などは不要で、商品を送り返すときの費用も相手業者の負担となります。宅配便での代金引換による支払いをした場合、業者は返金しなければいけません。

### ■ 一方的に送り付けてきた場合

消費者が購入の同意をしていないのに勝手に商品を送ってきた場合は、そもそも契約が成立していません。この場合は「送り付け」となるので、商品の受け取りや代金の支払い義務が消費者に生じません。

「送り付け」の場合、商品が届いてから14日間は業者に所有権があるので、この間に商品を食べてしまったり、紛失すると代金を支払う義務が発生します。14日を過ぎても業者が商品を引き取らなかった場合は、受け取った消費者が届いた商品を処分することができます。また、業者に引き取るよう連絡をすれば、この期間が7日間に短縮されます。

### ■ 受け取らず、すぐに相談窓口に

勧誘を勧める電話があった時点で、すぐに窓口相談をしてください。対応策をアドバイスします。万が一商品が送り付けられた場合は、相手の連絡先を記録して受け取りを拒否しましょう。一度代金引換で支払ってしまうと、業者からお金を取り戻すことは非常に難しくなりますので、注意してください。

消費生活相談ダイヤル 256-0800

広告

### 室内でガス機器をご使用のお客様へ 大阪ガス 換気をお願い。

ガスストーブや小型湯沸器などのガス機器は、室内で換気不十分な状態で使用すると不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起し、死亡事故に至るおそれがございます。ご使用にあたっては、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

ガスストーブをご使用いただく場合は、**30分に1回、1分程度換気をお願いします。**  
(ガスファンヒーターは1時間に1回、1分程度換気をお願いします。)

小型湯沸器やガスコンロをご使用いただく場合は、**必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気をお願いします。**

※機器の安全な使用方法は弊社ホームページにも掲載しております。

本件に関するお客さまのお問い合わせは

大阪ガスお客さまセンター フリーダイヤル 0120-8-94817

受付時間/月～土:午前9時～午後7時まで 大阪ガスホームページ <http://www.osakagas.co.jp/>  
日・祝日:午前9時～午後5時まで

広告



境界問題の専門家である  
土地家屋調査士と、  
法律の専門家である  
弁護士が協働して、  
土地境界のトラブル解決の  
お手伝いをいたします。  
いちど相談してみませんか。

<http://www.adr-kyoto.com>

認証日:平成22年4月1日  
認証番号:第65号

かいけつサポート

お申し込み  
お問い合わせは

075-221-5258

京都境界問題解決支援センター 京都土地家屋調査士会  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439 FAX 075-221-5259 協力/京都弁護士会